令和６年度　第１回　横浜市斎場指定管理者選定評価委員会　議事録	
日　　　時	令和６年４月 22 日（月）14 時 30 分～16 時 00 分
開 催 場 所	横浜市久保山斎場　休憩室
出　席　者 （五十音順）	大杉委員、笠原委員、小谷委員（委員長）、小林委員（委員長職務代理者）、三宅委員、矢部委員、事務局（６名）
欠　席　者	０名
開 催 形 態	一部非公開（傍聴者０人）
議　　　題	１　横浜市斎場指定管理者選定評価委員会委員長等の選出について ２　議事の公開等について ３　横浜市久保山斎場第１期指定管理者選定スケジュールについて ４　公募要項、選定評価基準等について
決 定 事 項	１　委員長は小谷委員、委員長職務代理者は小林委員に決定。 ２　議事の公開等については、第１回は議事３以降、第２回は全てを非公開。 ３　選定スケジュールについては、【資料７】のとおり。 ４　公募要項、選定評価基準等については、【資料８～11】のとおり。
議　　　事	**１　委員長、委員長職務代理者の選出について** (1)　委員６名中、６名が出席のため、「横浜市斎場指定管理者選定評価委員会運営要綱」第７条第３項の規定に基づき、本委員会は有効に成立。 (2)　「横浜市斎場指定管理者選定評価委員会運営要綱」第６条に基づき、委員の互選により小谷委員が委員長に、小林委員が委員長職務代理者に就任。 **２　議事の公開等について【資料６】** （事務局）議事の公開等について、資料６に基づき説明。 （小谷委員長）本日の第１回委員会は、公表前の公募要項等についての議事があるため、議事３以降を非公開で行いたい。議事録は公開する。 　また、第２回委員会は、個別、具体的な審議となるため、冒頭からすべて非公開で行いたいと考える。議事録は公開とされており、委員会の透明性は確保できると考えるので、次回の委員会はすべて非公開とすることが適当と考えるがいかがか。 （各委員）異議なし。 **３　選定スケジュールについて【資料７】** （事務局）選定スケジュールについて、資料７に基づき事務局案を説明。 （小谷委員長）今後のスケジュールについては、案のとおり行うことで良いか。 （各委員）異議なし。 **４　公募要項、選定評価基準等について【資料８～11】** （事務局）公募要項、業務仕様書、応募関係書類、選定評価基準について、資料８から資料 11 に基づき説明。

	（小谷委員長）公募要項の内容や、評価基準について事務局から説明があったが、質問、意見、この委員会で協議すべき項目について、各委員からご発言をお願いしたい。 （大杉委員）資料８の 19 頁で最高点と最低点を付けた委員を除く残りの委員の採点ということだが、最高点と最低点については、合計点なのか、各項目なのか。 （事務局）委員の合計点になる。 （小谷委員長）同点者が発生した場合の取扱いはどうか。 （事務局）同点者が発生した場合は、改めて出席委員に選んで投票してもらう。更に同数の場合は委員長の投票に一任する。以上、事務局案として提案するが、本委員会でご審議をお願いしたい。 （小谷委員長）今の採点方法で異議はないか。 （委員一同）異議なし。 （小谷委員長）他にはどうか。 （小林委員）配点にもかかわってくると思うが、業務委託から指定管理という形になり管理者の裁量が生かされてくるだろうと考える。一方で、要項を見ると売店等の収入がある部分について、今までと同じ障害者団体が担うといった条件の中で、この指定管理者制度を導入して、どのような部分に管理者の知恵を生かしたいのか、事務局の考えをお聞きしたい。 （事務局）委託は、市が示した仕様書に基づき実施するものだが、指定管理は、施設一体で管理していく形になり民間事業者が主体的に施設の経営を負い、事業に取組む点が大きく異なる。収入の面で工夫できる部分に制約もあるが、本市としての課題は火葬需要であり、久保山斎場はその需要に応えていく施設としたい中で、民間の創意工夫を引き出しながら、より効率的に事業を進めていきたい。 （大杉委員）資料９の 13 頁駐車場の運営について、基本的には指定管理者が実施をするのか。それとも何らかの形で委託ができるのか。 （事務局）駐車場は団体の指定等の条件は定めていない。運用方式が施設の目的外使用という形になり、団体がこの駐車場を使いたいと申請をしてきた場合に、市の方でそれを承認することになる。その申請主体が指定管理者であれば指定管理者が運営するが、申請の状況次第。13 頁に記載した内容は、団体を指定する意図ではなく、この業務を継続するという条件付けのために記載している。今後の火葬の状況や、施設運営で創意工夫があれば協議の余地もあると考えている。申請した団体との協議の中で決定していく。 （大杉委員）駐車場の利用料金も、今後の協議で決定するのか。 （事務局）目的外使用の許可では、料金の設定も特に条例等で定めはないため、申請団体が全て収支を決定していく。 （小林委員）66 頁の湯茶等については指定の団体が受託するとだけあるが、どちらから委託を受けるのか。 （事務局）指定管理者から委託をする形。 （小林委員）湯茶業務は指定管理者に対し、この団体に委託するという条件付けで、

	売店は目的外使用許可によるため、指定管理の範囲外ということか。 （事務局）そのとおり。指定管理者からの委託として、施設の一体的な管理のメリットを生かしたいと考えている。火葬の運営と湯茶清掃等のサービスは密接に関連して斎場は運営されており、それらの連携をより一層強化していくことも重要と考える。 （小谷委員長）指定管理者の職員どなたかが斎場長となり、火葬炉の管理等を行うことになるが、誰にでもできるものではないと思う。斎場長に求められるスキルや専門性のイメージがつかないが、どういう知識等がある人が担うのか伺いたい。業務を引き継げば専門的なスキルがなくとも担えるものか。 （事務局）火葬炉の運転を担う部門と、事務を司る部門から応募がある場合がある。斎場長の業務としては、管理職ということで、斎場の全体管理、職員管理、受付事務等になる。具体的な設備の状況などは、火葬運転職員による報告、施設の点検報告を求めるので、その報告の確認を行う形になる。また、今回初めての指定管理者選定となるため、約３月間を移行期間として引継は行っていく想定をしている。候補者が決まり、基本協定書の締結が終わると業務の引継に入っていく。現場の職員とも連携して進めていく。 （小谷委員長）指定期間が５年で、指定管理期間中の令和８年度中に東部方面斎場が供用開始される予定。死亡者数が増加傾向であっても、久保山斎場が取扱う火葬件数は減ることが想定される。火葬炉の運用として火葬料が指定管理者の収入となるため、市民と市外で料金が違うことから、市外の方を優先して予約を受けて収入を増やすという事態が起きかねないか。 （事務局）市民より市外の料金が高いため市外の方を火葬すれば収入は高くなるが、予約に関して一定の制限を設けている。市内の方については１週間前から、市外の方については３日前から予約できるので、市外の方は３日前で枠が空いていれば予約が取れる。東部方面斎場の供用開始後は、お見込みのとおり１斎場当たりの火葬件数は減ることが想定されるが、久保山斎場は市内中心部に位置していることもあり市民の利用割合、ニーズが高い斎場のため、そこまで減らないと見込んでいる。 （小谷委員長）久保山斎場の火葬件数は市内の４分の１程度と説明があったが、他の斎場がある中で久保山斎場だけが減らないという根拠はどういったものか。 （事務局）市営斎場の予約状況の推移をみる中で、久保山斎場が早く埋まる傾向がある。また、話題になる火葬待ちについても久保山斎場が一番高い日数になっている。立地等も含めて、他の斎場よりニーズが高いと見ている。 （矢部委員）最終的に火葬を執り行う人の数の議論というところだけでなく、火葬待ちが長くなることが火葬という市民に対するサービスの低下と定義すると、最終的な火葬件数だけで考えるのではなく、火葬待ち日数が短くなると言うことができれば市民サービスの向上の意味に含めることができるのではないかという議論は必要である。選定の際に、東部方面斎場の供用開始以降、例えば最長 10 日だったものが５日、あるいは３日となったということであれば、件数そのものと

	いうよりも、市民サービスの品質向上という意味で吸収できるのではないかと考える。その点を議論しても良い。収入の話だが、斎場の業務はエッセンシャルサービスであり、過剰な利得を設けるような形態でないことに加え、かつ売店など本来指定管理者が収入を獲得するポイントは団体が指定されている中で、利幅が薄いところで公募するに当たり、事業者の利益は何かというところについて、よりモチベーションがかかるような要望の仕方をした方が良いと考える。指定管理５年は一般的で一番多い期間だと思うが、優秀な事業者であれば、期間延長や、再指定の際に優先的に選ばれるといったことを将来的には考えた方が良いと思う。今の炉の稼働状況について、使用で老朽化してくるとメンテナンスをする必要も出てくると思うが、バッファをどれだけ見るかという視点もある。指定管理者が例えば 10 炉ある中で、常に最善のパフォーマンスを出せるように月に１回はローテーションして９炉は動かすが、１炉はメンテナンスを行うという予防保全的な考え方を含みつつ稼働率を確保し、収入はこれだけ受け取れるといった計画であれば設備が長持ちして、かつ火葬サービスが止まらない状況ができる。そのような提案には評価ポイントもあると考える。火葬件数自体で過剰に少ない多いということは、その今述べた稼働率、メンテナンスの視点、加えてサービスの品質の論点はどこにするかというところも含め複合的に考えた方が良いと考える。 （大杉委員）条例、規則等がある中でアップセルの部分に関してどこまで許容されるか確認したい。現在久保山斎場の利用にあたっては全員同一のサービスになっていると思うが、例えばお金を追加で支払うと豪華な見送りの台になるとか、休憩室も貴賓室のような設えにしてそこを使う際にはプラスの料金をもらう等、そういったことは可能なのか。 （事務局）火葬料金は条例で上限が定められているためその範囲内で定められる。その他のサービスは、目的外使用になる部分もあるが、販売するものを増やすといった提案はあるかもしれない。そういった提案が出てきた場合に、どう審査するかという点は各委員には念頭に置いていただきたい。民間の事例では、場所によって料金に差を設けるサービスもあると聞く。 （大杉委員）条例等でそこは規制されているというわけではなくて、そこは可能だということか。 （事務局）何かその別の部分で利益を得るということであれば、提案の内容次第ということになる。 （大杉委員）承知した。 （事務局）先ほどの火葬待ちの話にもあったが、確かに東部ができた後は、市民ニーズという部分で、火葬待ちの視点が一番重要と考えている。一方で火葬場として、その火葬待ちに対する対策という部分は、やはり火葬枠をどれだけ供給できるか、実際ご遺族の方が予約をいつするかは、火葬場の方ではコントロールができない。例えば集まれる日程とか遺族の予定で、本当は早い日程も空いているが、その日では実施できないから翌日になってしまうなど、それぞれの事情等もある

	中で、我々としてはその選択肢をどれだけ増やせるかが火葬場としてできるポイントになるのではないかと考えている。実際この点に関して、例えば指定管理者が、このような取り組みを行うことにより、火葬待ち日数をこれだけ下げます、といった提案が具体的に出てくるようであれば、それはむしろプレゼンテーションの中でどのように実施したら火葬待ちを下げられるのかというロジックを、ぜひ委員の方からも聞いていただきたい。またモチベーションの部分では、業務仕様書の16頁のモニタリング・評価で、設定する目標の例ということで記載しているが、この内容にはとらわれず、具体的に設定するよう提案を求めている。実際に設定された目標の達成状況に応じた対応は、指定管理者と協議をして決定していく。対応の例として、本市他施設でも同様だが、第２期の指定管理者を選定する際に、第１期目の指定管理者の事業実績を加点項目として評価することもある。今回、第１期の指定管理者なので、１期目の状況の加点項目は設けることができないが、２期目の選定の際には実績を考慮することで、事業者をモチベートしていくことは一つポイントとしてはあると考えている。料金の部分は、条例で定まっている部分だが、例えば指定管理料の実際の執行状況を確認する中で、協議の余地がある部分は対応をしていきたい。 （笠原委員）先ほど他の委員から話があったが、久保山斎場も含めて横浜市のキャパシティが決まっている。本日の朝日新聞で記事になっているが、火葬場の待ちが起きている。指定管理者を決めたときに、サービスの向上が市民としては最も大事で、予約は１日の火葬スケジュールを見て、指定管理者の作成した火葬枠設定案を基に、調整して横浜市が予約システムに登録をする、そこがどういうサービスになってくるのか。炉が古くなるし、鶴見区に新斎場もできる中で全体的なサービスがどう向上していくのかという点も重要。久保山斎場で非常に待ちがある場合に、横浜市全体としてトータル的に空きがある、余裕のある火葬場に移して火葬を行うということはあるのか。 （事務局）確かに斎場によって、この斎場の方が早い日程で予約が取れるという状況も時にはあるが、どこの斎場でやるかというのは遺族の方に選んでいただくので、例えば久保山斎場の職員が予約した者に対して、他斎場の方が早いから別の斎場を提案するという想定はない。火葬する斎場はあくまで遺族の方で決めていただく。 （笠原委員）予約についてだが、葬祭業者が葬儀を引き受けて予約すると思うが、受付の順番については先着順ということになるか。 （事務局）先着順になる。 （三宅委員）今まで聞いてきて、最後に出てきた他の斎場を勧めることはしないということについて、仮にこの公募に申請してきた業者がどうしても火葬を受けられない際には他の斎場を勧めることを検討するといった案を出した場合には、市の方からこれはできないと伝えるのか。業者がプレゼンをする中で、どこまで市の条例等で認めていいのかという点の判断が難しい。例えばその火葬の需要に応じるというところで、とにかく火葬枠を増やせば良いということで１日に何件受

け入れるといったことを言われた時に、委員は間隔がどのぐらい開けば安全な炉の運用ができるというのが分からないので、数が多ければそれだけ良いという判断をしかねない。それはとても危険だと思うので、なんか一つ目安としてこれ以上いったら危ないとか、休日が炉のメンテナンスのために月に１回は必要だとか、半年に１回で大丈夫だとか、その辺りの安全な基準を教えてもらえると、点がつけやすいと考える。

（小林委員）経験から申し上げると、久保山斎場には火葬炉が12炉あり、全てを同時に稼働させるのではなく、半分ずつ火葬を行う。９時から６炉、10時から６炉という形になっている。火葬は１時間から１時間半ぐらいかかり、収骨したのち片付けをして、次に備えるとなると、どうしてもインターバルとしては２時間必要になる。９時、11時、１時、３時、もう一方は10時、12時、２時という形で運営している。従来より火葬時間を短くする高速火葬といったことが技術的に可能なのかは分からないが、２～３年前も火葬枠はいっぱいだった。亡くなる方が多い冬場はフル稼働、少し落ち着く春は枠を減らしてという形で運営していた。おそらく今回の指定管理については、需要のある久保山斎場は年間を通じてフル稼働になるのではないか。メンテナンスについては、ここ数年大きな修繕を行ってきているが、日常的なメンテナンスも必要になる。故障等の場合は炉の使用を臨機応変に対応しながらの火葬になる。高速火葬といったものができるのであれば、運営にも工夫の余地がでてくると考える。東部方面斎場ができても横浜市の中心区は高齢者が多く、火葬場も近場で行いたいという需要が多いため、そういう意味では久保山斎場は影響が小さいと推測できる。一方で南部斎場、北部斎場といった斎場は横浜市の南と北の端にあるため、影響が出てくる可能性がある。

（事務局）小林委員の発言の通りというところではあるが、実際その選定の際に、提案されたものに対して、その実行性があるのか、妥当性があるのかどうかというところも含めて、今の小林委員の意見も参考にしながら、各委員に評価いただきたいと思う。また、条件について、業務仕様書の 10 頁の火葬枠数で記載しているが、我々の方の想定ではこの程度だろうと書かせていただいている。ただ、もちろん、より長くという形で縛ってしまうと、その提案の裁量を狭めてしまうので、範囲という形で示している。先ほど矢部委員の発言の中に関連して、炉のメンテナンスという部分について、基本的には友引の休業日等を活用しながら行っている。メンテナンスのバッファというところもあるが、そういった予防保全のところも含めてどのように施設管理していくかというところも今回の評価のポイントになってくると考えているので、そのあたりも実際、その火葬炉の運転とメンテナンスとどのように考えているのかを、提案書類を確認いただいた上で、ご質問等頂けたら採点に繋がると考えている。

（小谷委員長）今は火葬炉のメンテナンスは市の職員の方が行っているのか。

（事務局）業務委託で行っている。

（矢部委員）専門業者がやっているということか。

（事務局）その通り。

	（小林委員）炉の製作業者が行っている。 （小谷委員長）ということは、この指定管理者はその炉のメーカーしかできなくならないのか。自分たちが作った炉が入ってそれを人が動かすので、炉の仕組みが分からないのではないか。 （矢部委員）そういう意味では、公民連携も一般的なものとしては、一事業者が一事業にエントリーという制約はないので、逆にビジネスマネジメントが得意な会社が再委託をして、炉の専用メーカーにメンテナンスの部分だけを、指定管理者が受け取った事業のメンテナンスの部分だけを契約して行う、コンソーシアムと言うが、そういうチームでエントリーしてくる指定管理業者候補はいると思いますので、なので炉のメーカーしかいないということは理論的にない。 （小谷委員）そこ無くしてはできないということではないか。 （矢部委員）そこは重要なピースであることは間違いがないと思う。逆にそういうピースを入れない者がエントリーしてきても、本当にできるのかという話になる。ただ炉のメーカーが筆頭代表者になるというものだと、競争的な意味合いがなくなってしまうので、それが入っているから安心、入っていないといけないけど、その人が代表だからその人しかいないみたいな議論にはならないし、してはいけないと思う。公民連携の視点から見るとそういうことである。今の予約システムは、現状ある４斎場を同時に見ることができるインターフェースになっているのか。久保山斎場しか見ることができない仕様になっているのか。 （事務局）システムの画面があり、各斎場のボタンが並んでおり、それを押してタブで切り替えてその斎場の予約情報を表示する形である。 （矢部委員）間に葬祭業者が入るから、そういう選択肢を与えているかどうかというフィルターがかかる問題はあるかもしれないが、ユーザーからすると４斎場全てを選択することは可能だという状態で情報提供しているということか。 （事務局）その通り。 （小林委員）予約システムの画面上、この日はまだ何枠空いていると表示があり、最初は６から始まって５、４、３みたいなイメージ。ゼロになっていると、もうその日は予約がいっぱいになっていることを示している。 （矢部委員）選択肢を提供していなくて今の状態というのと、選択肢が提供された上で今の状態ということだと、より便利かどうかという選択で選ばれるというのが本当かと思ったが、比較の上でそうなっているのであれば、そうなのだろうと言える。 （小林委員）事例で申し上げるとコロナの時、あの時は当初市営斎場全てで対応したが、そのうち限定するようになり、１斎場ないしは２斎場、２斎場の場合であればどちらが空いているという声掛けを行ったが、ただ、一般の火葬の場合は、予約システムの画面を見れば分かるのであえてこちらが空いているという言い方はしない。コロナ火葬の際は直接電話で斎場に申込をするような形になっていたので、他の斎場で空きがあれば問い合わせるように促す等弾力的な対応したこともあった。ここが空いているという調整を行うことはない。

	（矢部委員）あまりそれをやりすぎると成果指標の一つに何件実施した、他斎場に回し過ぎるとここが実施できないという逆の問題も生じてしまう。指定管理者の足を引っ張るような発注者になってしまう問題も出かねないので、あくまでもユーザーにまかせる視点で行うことである。 （事務局）予約画面については公平にタブの変更だけで済ましている。他の斎場の状況もすぐに見ることができる状況にある。笠原委員から先ほど話があった新聞記事に当時の予約システムの画面が貼付されていた。ホームページの方もすぐに出てくるので見てほしい。 （矢部委員）大杉委員から話のあったオプション的なアップセルをどう取るかという話で、例えば斎場で炉を使うベースになるお金は市で決めているが、スピード対応する場合は、この斎場使用料として認識されるのか。この枠があって今すぐ入れていただければとか、今日は空いたがここに入れてくれたらディスカウントする、逆にそのプラスアルファ、オプション料金的にベースのものじゃなくて払っていただければ優先的に提供するという、本当に不遜な例えだが、民間で言うファストパスがまさにそういう話であって、お金を払うと早いとか、いつでもよければ安いとかっていうようなことが基本料金以外のものとして設定可能かどうかという部分について、そこも基本料金に含まれるとなるとバッファがない。そこをどう取り扱うかについては、その指定管理者に業務を出す前の考え方としてはどういう考え方なのか。 （事務局）火葬炉の使用に関するスピード対応というのは難しいというところがある。先ほど小林委員からも話があったが、火葬炉の使用時間というのがだいたい決まっているところとか、ご遺体の状況によっても変わってくる部分があり、温度を上げたら燃焼スピードが上がるということでもない。考慮できる部分というところで言うと、例えば今の予約枠として朝の時間帯っていうのが他の時間帯に比べると予約の埋まりが遅い状況にある。斎場条例で料金の上限は決まっているが、一方でそこから下げるという部分については裁量の余地がある。ここは実際、料金を下げたことで収支計画がどうなるかというところは見極めなければいけないところ。実際それで経営赤字になっては困るので、そこの判断は必要だと思う。矢部委員の意見に関しては、例えば人気のない時間帯に対して料金を少し下げるとか、そういった提案の余地はあると考えている。ただ、１炉使用することに対してのプラスアルファの部分については、炉の使用という部分に関しては難しいと考えている。 （小林委員）久保山斎場で言うと、非常に需要が高いためそういった工夫は難しい。ただ、南部斎場・北部斎場などでは朝方９時枠には空きが見られることがあったので、横浜市としては今後のためにそういった発想を持つのは良いと考える。ただ、それを久保山斎場で生かせるかと考えると難しい。ほぼフル稼働のため、ディスカウントすると収入が減るだけといった事態になりかねない。本当は、朝とコアタイムで料金が違うとか、亡くなった日数で料金が違うとか、発想としては面白いと思うが、火葬枠にある程度余裕ができてからのサービスの考え方の中で

	出てくると思う。 （事務局）小林委員が言った部分もそうだが、東部方面斎場ができる前後に指定期間が重なってくるので、先ほどの発言にもあったが、東部方面斎場ができた後の火葬需要をどう見てその上で、久保山斎場として出来ることは何かを考えてもらうというのも一つの提案としては見たいところである。実際、東部方面斎場が出来るまでは火葬需要に注力して取組むことが想定されるが、その後の工夫については、提案の余地はあると考えるし、その提案を見たいと事務局としては思っている。 （小谷委員長）横浜の火葬場は市民が誰でも予約状況とか見られるようになっているが、実際に遺族が自分で火葬場を予約するケースはどのくらいあるのか。ほとんどの場合、葬祭業者が予約してきていると思うが、個人で予約をする方はいるか。 （事務局）原則ない。 （小谷委員長）そうなると葬儀の在り方を変えていかないと朝一番が空いているからと言って、個人で予約するわけではないので、葬祭業者の対応が難しいのだと感じる。朝一番だと告別式はできない。その点は社会全体で変えていかないと難しいと思う。２点目で東京都の場合は、例えば自家用車で遺体を運べない、骨壷も火葬場で購入する。これらのサービスで収益が発生しているのではと推測しているが、指定管理者が骨壷を売るといった物品の提供に関して裁量があると考えていいのか。 （事務局）物品の指定は難しいが、選択肢として出すことは可能と考える。実際に今の斎場でも骨壷は売店で販売している。指定管理者が提供するものでその選択肢をさらに広げてもらうとか、そういった選択肢の提供の仕方は提案としては差支えない。 （小林委員）個人の申し込みは死胎児の火葬など、直接電話で申し込まれる場合があり、その際に骨壷を売店で購入されることはあった。ご自身で遺体をお持ちいただければ火葬する。逆に遺体が小さいので、炉の温度は上がる前の９時に来てください、とお願いをして、実施してきた。個人での申し込みが無いわけではないが、おそらく一般の方は葬祭業者に任せて、ただ時々、３日後、５日後でないと火葬の予約ができないと葬祭業者に言われたが本当か、といった問い合わせがあった。遺族がどれだけ、その火葬まで待てるかを調整した中で決まってきたのでは。特にコロナの頃は少し伸びたりして、ちょっとご迷惑をかけてしまった。特にコロナの場合だと１日延びるとかなりの金額がかかったという話も聞いた。 （事務局）火葬枠数の話だが、資料９、仕様書 10 頁だが、小林委員の発言の通り、火葬で１時間、告別、収骨等含めて２時間程度かかると考えている。だいたい３回転程度。若干バッファを見ているため 37 枠から 42 枠の範囲としている。上限についても９時、11 時、１時、３時で４回転できるが、そこで若干バッファを設けて最大でも 42 枠を目安として示している。 （矢部委員）今の話の中と 12 炉で４回転が最高の枠数だとすると 48 枠で、42 枠を

	使うと火葬炉の状態としても妥当ということか。 （小林委員）7枠で15時となる。16時になると火葬が17時を超えてしまうというところがあるので難しい。葬家の到着が順調にいけばよいが、遅れると次の枠がギリギリになる。葬家を待たせない形でやっているので、おそらく今のやり方がいろいろとやってきた中では効率的で、どなたにも迷惑かけずにスムーズに火葬ができる流れではないかと考えている。 （矢部委員） 9時から17時は条例での制約か。 （事務局）条例施行規則での制約。斎場の利用時間を9時から17時で定めている。 （矢部委員）件数の話でこれを最大限にするという要求であれば、それが市民サービスを満たすということであれば、時間はかかるかもしれないが、終わりを18時にしたらもう1回転できないかという議論が出てきかねない。そこは17時を前提とするか。 （事務局）市民の合意を得られているのは17時までと考えている。 （三宅委員）今の話は周辺住民の合意ということか。 （事務局）周辺だけではなく、全市民に妥当な時間だと合意を得ている。 （小林委員）夜間の火葬という声を聞くこともあった。他方でお通夜告別式がありますので、特に葬儀業者があまり遅いとこれらの業務に影響があるところもあるので、あまり遅くまで無理にやりたがらないところもある。伸ばすことによって18時や19時のニーズがあるかもしれない。現在はそこまでいかないギリギリのところで運営している。今後指定管理で一歩踏み出したということを考えると、そういうこともあってもいいと思う。ただ、久保山は周りに墓地があり、また昔からありますので、久保山斎場に対する地域の理解はあるが、北部や南部は作った時の色々な経過があり、こうした経緯を踏まえると厳しい部分もある可能性がある。あとは、東部の供用開始を契機にどう調整していくか、そこは今後の課題と考える。 （矢部委員）指定管理者として採択された方が、アップセルをどう見てくるかっていうところを我々想定しておかないと多分、その提案に対して良し悪しや、この可能性があるといったことが言えないと思う。その意味合いで、もう一つ、久保山斎場の足回りですよね。今日もバスで来ましたが、入口にマイクロバス駐車場があり、先ほど駐車場については目的外使用の余地ありということで記載されていたが、例えば、この指定管理事業者が自ら1台か2台、マイクロバスを持って送迎を始めるということはありかなしかという話とか、それやり始めるといつもその会社の指定管理業者の事業者の車が止まっていることになるので、これを良しとするか否か、といった議論につながってくると思うがどうか。周辺事業という点、久保山斎場を使う人のサポートをするための周辺事業としてのモビリティの活用は提案の許容範囲か。 （事務局）許容範囲と考える。 （小谷委員長）許容範囲だと思うが、葬祭業者がいるので実現は不可能だと思う。 （矢部委員）実現するかどうかは、指定管理者がどれだけ真剣に提案してくるかを

	見るということで、本委員会の場で実現が不可能だとしてしまうと、委員会での議論の意味をなくしてしまう。実際できるかどうかは分からないが、それを僕らは判断できないので、ただそういう提案を良しとするかをこの場で意見を揃えておきたいという意味で、質問と確認をした。 （小谷委員長）確かにそのとおり。先ほどの発言は撤回する。 （事務局）提案として出てくること、もちろん委員の皆様に本日久保山斎場にお越しいただいた中で、バスが少ないということも感じたと思うが、その状況の中で送迎について、他の施設でも自主事業のサービスの中で実施している施設もあり、そういった提案は許容の範囲と考える。実際、その収支計画の中で利益を見込めるのかどうか、本当に利用者のためになるか、といった提案者の考えが委員の皆様にも伝われば、それは評価すべき対象となる。逆に提案されても実施したら終始赤字が見込まれており、本当に利用者のためになっているか疑問が生じるような提案であれば、それはマイナスの点になると考えたい。提案自体を制約するものではないが、実際その中身を確認いただきたいと考える。 （矢部委員）確認できた。 （大杉委員）２点質問がある。１点目として、葬儀屋のお話があったが、例えば葬儀屋が応募されてきたとして、自分のところで葬儀を行ってくれたら久保山斎場を優先的に予約取るというようなことは、システム上、あるいは条例上できるのかどうか。２点目として、これは私の職務上のところだが、共同事業体で複数の企業が連名で応募して来た場合、133 ページのサにある直近の「貸借対照表」や「損益計算書」は全社分出してもらえるのか。それとも代表企業だけになるか。 （事務局）１点目の予約は、できないという回答になる。仕様書にも記載しているが、システムは市の方で管理する。業者はこれまで通りシステムで予約してもらう。２点目で、共同事業体でも全社分提出していただくことを予定している。 （小谷委員長）収支書類については素人が見ても判断が難しいが、大杉委員に事前に見てもらえるのか。 （事務局）第２回の委員会の際に、実際に応募者から提出された書類を委員に事前にお渡しするが、委員会の冒頭で、大杉委員にお願いしているが、経営状況についてコメントいただいた上で各委員に採点いただきたい。 （大杉委員）補足として、監査の場合は提出された数字の裏まで見て、その数値が正しいかを見ることになるが、今回はその点を見ることはできないので、基本的に出てきたものを正として、それが妥当かどうかの判断にとどまるということをご理解いただきたい。 （三宅委員）私の方から１点資料９、業務仕様書の 19 頁、（５）の個人情報の保護のところで、記載の変更を求めるものですが、１行目で行政機関の保有する個人情報保護法と記載されているが、こちらは廃止になって全て個人情報保護法になっていますので、ここの部分記載の修正をお願いしたい。 （事務局）改めて確認し、修正する。 （小林委員）今回の仕組みは制約があり、指定管理者の良さをどこまで生かしきれ

	るのか。今回はこれで良いと思うが、次回以降ではもう少し弾力的な仕組み、例えば、先ほどのお通夜とセットにすると少し安くなるなど、指定管理者の工夫の余地をもっと生かせる形での仕組みづくり、おそらく東部は制約が非常に少ないと思うので、東部はこうした部分を工夫していきたい、というような形でご提案いただけるようになればと思う。 （小谷委員長）今、三宅委員からご指摘いただいた資料９の 19 頁の個人情報の記載で、修正についてはもう一度確認し、修正案は委員長と事務局に一任で良いか。 （委員一同）異議なし。 （小谷委員長）同点者が２名以上いた場合は委員長の選定により決定するということですが、異議ないか。 （委員一同）異議なし。 （小谷委員長）本日の議題は以上。委員から何かあるか。 （委員一同）特になし。 （小谷委員長）事務局から何かあるか。 （事務局）次回は８月２日金曜日の午後に、横浜市役所 18 階会議室「さくら 14」で実施し、応募団体によるプレゼンテーション及び質疑応答、指定候補者の選定を行う。時間は応募団体の数が確定した時点で改めて案内する。 （小谷委員長）これで議事を終了する。
資　　　料	1　令和６年度第１回横浜市斎場指定管理者選定評価委員会　次第 2　横浜市久保山斎場施設概要書 3　横浜市斎場条例及び横浜市斎場条例施行規則（案）（関連部分抜粋） 4　横浜市斎場の指定管理者の候補者の選定等に関する要綱 5　横浜市斎場指定管理者選定評価委員会運営要綱 6　会議の公開等について（案） 7　横浜市久保山斎場　第１期指定管理者選定スケジュール（案） 8　横浜市久保山斎場　指定管理者公募要項（案） 9　横浜市久保山斎場　指定管理者業務仕様書（案） 10　横浜市久保山斎場の管理運営に関する基本協定書（素案） 11　横浜市久保山斎場指定管理者　応募関係書類一式